第百二十七条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項の規定」を「前項の規定」に、「第一項又は第二項の内国法人」を「同項の内国法人」に、「第一項各号又は第二項」を「同項各号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の二項を加える。

3　通算法人に係る第一項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める事業年度まで遡つて、その」とあるのは「その」と、「当該事業年度開始の日以後その内国法人が提出したその承認に係る青色申告書（納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。）は、青色申告書以外の申告書とみなす」とあるのは「その取消しの処分に係る次項の通知を受けた日の前日（当該前日がその内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該通知を受けた日）の属する事業年度以後の各事業年度については、その承認は、その効力を失うものとする」と、同項第二号中「の規定による税務署長」とあるのは「又は第三項の規定による国税庁長官、国税局長又は税務署長」とする。

4　通算法人であつた内国法人に係る第一項の規定の適用については、同項中「定める事業年度」とあるのは「定める事業年度（当該事業年度が第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日がその内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失つた日）の属する事業年度（以下この項において「失効事業年度」という。）前の事業年度である場合には、当該失効事業年度）」と、同項第二号中「の規定による税務署長」とあるのは「又は第三項の規定による国税庁長官、国税局長又は税務署長」とする。

第百二十八条中「内国法人」の下に「（通算法人を除く。）」を加える。

第百二十九条第一項中「又は連結確定申告書」及び「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、「又は連結事業年度の課税標準」を「の課税標準」に改め、「又は連結所得の金額」及び「又は連結事業年度の連結所得に対する法人税」を削り、「当該事実を仮装して経理した」を「その」に、「又は連結事業年度又は各連結事業年度」を「後の各事業年度」に改め、「又は連結事業年度の連結確定申告書」を削り、同条第二項中「（更正通知書の記載事項）」を「（更正又は決定の手続）」に改める。

第百三十条の見出しを「（青色申告書に係る更正）」に改め、同条第一項中「又は連結確定申告書等（連結中間申告書、連結確定申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「若しくは連結欠損金額の更正」を「の更正」に改め、「当該連結確定申告書等に係る法人税の課税標準又は連結欠損金額の更正をする場合にあつては、連結子法人の帳簿書類を含む。）」を削り、「又は連結確定申告書等に係る」を「に係る」に、「若しくは連結欠損金額の計算に」を「の計算に」に改め、同項ただし書中「又は連結確定申告書等」を「及びこれ」に改め、「若しくは連結欠損金額」を削り、同条第二項中「又は連結確定申告書等」及び「若しくは連結欠損金額」を削り、「（更正通知書の記載事項）」を「（更正又は決定の手続）」に改める。

第百三十一条中「青色申告書に係る法人税」の下に「（その内国法人が通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この条において同じ。）である場合には、第百二十七条第三項又は第四項（青色申告の承認の取消し）の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める事業年度から当該事業年度後の事業年度のうち最初に青色申告書以外の申告書を提出する事業年度の前事業年度までの各事業年度に係る法人税を除く。）」を加え、「各連結事業年度の連結所得に対する法人税につき更正又は決定をする場合にあつては、連結子法人」を「その内国法人が通算法人である場合には、他の通算法人」に改め、「若しくは連結欠損金額」を削る。

第百三十二条の三の見出し中「連結法人」を「通算法人」に改め、同条中「連結法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税又は」を「通算法人の」に、「その連結法人の」を「当該通算法人又は他の通算法人の」に改め、「当該各連結事業年度の連結所得の金額又は」及び「これらの」を削り、「連結法人間の」を「他の通算法人に対する」に、「その連結法人に」を「当該通算法人に」に改め、「若しくは連結欠損金額」を削る。

第百三十三条第一項中「若しくは確定申告書又は連結中間申告書（第八十一条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したものに限る。）若しくは連結確定申告書」を「又は確定申告書」に、「若しくは第七十四条第一項第三号」を「又は第七十四条第一項第三号（連結確定申告）」を削り、同条第三項中「係る事業年度若しくは」を「係る事業年度又は」に改め、「又は同項の連結中間申告書に係る連結事業年度若しくは同項の連結確定申告書に係る連結事業年度の連結所得に対する法人税」を削る。

第百三十四条の見出し中「又は連結確定申告」を削り、同条第一項中「中間申告書又は連結中間申告書」を「中間申告書」に改め、「又は連結中間申告書に係る連結事業年度の法人税」を削り、「（中間納付額の控除不足額）又は第八十一条の二十二第一項第五号（中間納付額の控除不足額）」を「（確定申告）」に改め、同条第二項中「中間申告書又は連結中間申告書」を「中間申告書」に改め、「又は連結中間申告書に係る連結事業年度の法人税」及び「又は第八十一条の二十二第一項第五号」を削り、同条第三項中「又は連結中間申告書」を削り、同条第四項第一号中「又は第一項に規定する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書」を削り、同項第二号中「又は第二項に規定する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書」を削り、同号イ(2)中「又は同項に規定する連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同条第五項中「又は連結事業年度の連結所得に対する法人税」を削る。

第百三十五条第一項中「又は連結確定申告書」、「又は各連結事業年度の連結所得の金額」、「又は連結事業年度」、「又は連結所得の金額」、「又は当該連結事業年度の連結所得に対する法人税」及び「（当該内国法人が連結親法人である場合には、その事実を仮装して経理したところに基づく金額を有する連結法人。以下この項において同じ。）」を削り、「単体間適格合併（連結法人以外の法人が当該法人を被合併法人とし、連結法人以外の他の法人を合併法人とする適格合併をいう。以下第三項までにおいて同じ。）又は連結内適格合併（連結子法人が当該連結子法人を被合併法人とし、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする適格合併を行う場合の当該適格合併をいう。以下第三項までにおいて同じ。）」及び「単体間適格合併又は連結内適格合併」を「適格合併」に改め、同条第二項中「単体間適格合併又は連結内適格合併」に改め、「（連結子法人が第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）（連結納税の承認の取消し等）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日にその承認を取り消された場合を除く。）のその取り消された日の前日の属する事業年度（次項において「取消前事業年度」という。）を除く。）」及び「又は当該更正の日の属する第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日前一年以内に開始する各連結事業年度の連結所得に対する法人税」を削り、同条第三項中「が単体間適格合併又は連結内適格合併」を「が適格合併」に、「当該単体間適格合併又は連結内適格合併」を「、当該適格合併」に改め、「とし、当該内国法人が連結親法人である場合には同項の事実を仮装して経理したところに基づく金額を有する連結法人（当該連結法人が連結内適格合併により解散をした場合には、当該連結内適格合併に係る合併法人）とする」及び「（取消前事業年度を除く。）」を削り、「単体間適格合併に係る」を「適格合併に係る」に、「単体間適格合併の」を「適格合併の」に改め、「又は当該更正の日の属する第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日から五年を経過する日の属する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書の提出期限」、「又は当該五年を経過する日の属する連結事業年度」、「若しくは連結事業年度」、「（当該適用法人が連結子法人である場合には、当該適用法人に係る連結親法人）及び「又は第八十一条の十六（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除）」を削り、同項第一号中「（連結法人の残余財産を除く。）」を削り、同項第二号中「による解散（連結法人の解散及び単体間適格合併による解散を除く。）」を「（適格合併を除く。）による解散」に改め、同項第三号中「（連結法人の解散を除く。）」を削り、同号から第六号までを削り、同項第七号中「（連結法人を除く。）」を削り、同号を同項第四号とし、同条第四項中「（当該適用法人が連結子法人である場合には、当該適用法人に係る連結親法人。第六項及び第七項において同じ。）」及び「又は第八十一条の十六」を削り、同条第五項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、「の当該各事業年度若しくは各連結事業年度」を「当該各事業年度」に改め、「又は当該各事業年度若しくは各連結事業年度開始の日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税」、「又は連結所得の金額」及び「又は連結事業年度」を削り、「又は各連結事業年度の連結所得に対する法人税」を「において」に改め、同条第九項中「又は第八十一条の二十二第一項第五号」を削る。